

●「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定改定のお知らせ

お客様各位

令和2年4月1日

平素より高知信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

高知信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年6月1日（月）より、預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認ください。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。なお、在留カードをお持ちのお客様は新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引がある場合で在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードをご提示のうえ当庫へお届けいただきます。

また、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございますのでご了承をお願いいたします。

[・各種預金規定はこちら](#)

記

1. 改定日

令和2年6月1日（月）

2. 対象規定

- ・当座勘定規定（一般） ・当座勘定規定（マル専） ・普通預金規定
- ・決済用普通預金規定 ・総合口座取引規定 ・納税準備預金規定 ・通知預金規定
- ・定期積金規定 ・期日指定定期預金規定 ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金規定 ・自動継続自由金利型定期預金規定
- ・自由金利型定期預金 M 型（スーパー）単利型規定
- ・自動継続自由金利型定期預金 M 型（スーパー）単利型規定
- ・自由金利型定期預金 M 型（スーパー）複利型規定

- ・自動継続自由金利型定期預金 M 型(スーパー)複利型規定
- ・変動金利定期預金規定 ・自動継続変動金利定期預金規定 ・積立定期預金規定
- ・定期積金通帳ステップアップ規定 ・財形期日指定定期預金規定
- ・財形年金定期預金規定 ・財形住宅定期預金規定 ・譲渡性預金規定

3. 主な改定内容

(例: 普通預金規定)

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

「取引の制限等」条項を新設

13. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) 前第 1 項・第 2 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 前 3 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項を一部追加・変更（下線部が追加・変更箇所）

14. (解約等)

(1) および(3)～(5)省略

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第13条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以 上